
《論 文》

社会的再生産論よりみた地域社会論(1) ——新しい「都市」と「農村」の関係を求めて——

内 田 司

目 次

序	問題の所在
第一章	地域社会研究における都市・農村研究からリージョン研究への移行
第1節	福武直氏の農村研究
第2節	羽仁五郎氏の都市研究（本号——ただし途中。次号へつづく）
第3節	都市・農村研究からリージョン研究へ
第二章	社会的再生産論よりみた都市・農村関係論
第三章	アジット・シンとハミッド・タバタバイの「発展途上国」の農業と経済の発展論
結語	新しい都市と農村の関係を求めて

序 問題の所在

都市・農村の対立の様相の把握とその止揚を展望するという視角から地域社会研究を行なうという課題はもはや時代錯誤的なものになってしまったのであろうか。この問い合わせたいして多くの地域社会研究者はイエスと答えるであろう。というのも、常識的には、日本においても、とくに高度経済成長期以降の地域社会の激変ともいえる変動は、実体としての都市・農村を解体し、もはや都市とか農村とかの区別を許さないまでに地域社会を変貌させてきたと見られているからである。

例えは、小内透氏は、氏の著作『戦後日本の地域社会変動と地域社会類型』のなかで、そのことを次のように、端的に指摘する。まず、従来の地域社会研究を次のように概括する。すなわち、「従来、一国レベルでのマクロな地域社会変動を明らかにする場合、社会学においては地域社会を都市と農村という二つのタイプに大別して把握することが前提とされていた。たとえば、それは都市と農村の違いを強調するソローキン（Sorokin, P. A.）とジンマーマン（Zimmerman, C. C.）の都市・農村二分法、都市と農村の連續性に注目するレッドフィールド（Redfield, R.）の都市・農村連続法、都市・農村を問わず生活様式としての都市化が進展していることを指摘したワース（Wirth, L.）の都市化理論等々に典型的に示されている。これらの諸理論は、都市と農村の関連についてそれぞれ独自な捉え方をしているが、いずれの場合にも、地域社会を都市と農村を基本モデルにして把握しているという点で共通していた。わが国における

地域社会に関する伝統的な社会学的研究の場合にも、1970年代に至るまで都市と農村の区別に対応して都市社会学と農村社会学が併存する形をとっていた⁽¹⁾と。そして、小内氏は、このことは、都市と農村の対立の止揚ということを資本主義社会の止揚の主要な課題の一つにしていたマルクス（・エンゲルス）の都市・農村論にも当てはまると次のように続ける。「都市と農村という二つのタイプの地域社会を基礎にした立論は、マルクス（Marx, K.）やエンゲルス（Engels, F.）の場合にも共通していた。それは、マルクス主義のもっとも体系的な著作『資本論』の中の『すべてのすでに発展している商品交換によって媒介されている分業の基礎は、都市と農村との分離である。社会の全経済史はこの対立の運動に要約されることができる』という表現に端的に示されている。しかも、『共産党宣言』においては〈都市と農村〉の対立の廃止が社会主义建設の一環として、提示されている。マルクスやエンゲルスは都市と農村の分離・対立・廃止を社会の歴史を把握する場合の基本視点として提示していたのである」⁽²⁾。だが、かかる視点では、現代社会の地域社会変動はもはや把握しえないという。すなわち、小内氏によれば、「こうした見方では、近年の地域社会の変化を十全に把握することは困難になっている。そこで、1970年代以降、様々な分野において、都市と農村の視点とは異なる角度から、戦後日本の地域社会変動のマクロなあり方」⁽³⁾を捉える試みがされてきた。

本稿は、上記のような地域社会研究における通俗化しつつある見解に疑義を提起することを一つの目的としている。とくに、マルクスの都市と農村の分離・対立・止揚の歴史社会学的研究の視点は、現代社会における地域社会研究において、ますます重要な視点になっているということを論じるつもりである。

では、小内氏は、いかなる根拠でもって、現代社会における地域社会研究においては、都市と農村の分離・対立・止揚の視点はもはや有効ではないと論じるのであろうか。第一の論点は、小内氏のいう実体としての地域社会が見えにくくなっているというものである。すなわち、小内氏によれば、わが国の高度経済成長期以降の地域社会の変化によって、「かつてとは異なり地域社会が社会的な実体として見えにくくなってきた」というのも、現代社会の地域社会の変化によって、地域社会における共同性と地域性が失われつつあるからである。「元来、地域社会は共同性と地域性の二つの側面をもっているとされてきた。このうち、共同性は地域社会の内部構造を特徴づけ、地域性は地域社会の領域を規定するものとして把握される。いいかえれば、地域社会は共同性と地域性が明確であればあるほど、社会的な実体として認識されやすいといえる。戦前日本の地域社会は村落共同体としての農村を基本にしており、そこでは共同性や地域性は現在と比べものにならないほど明確であった。これに対し、都市は点的に存在するのみであったが、地域社会の共同性や地域性という点では、農村と同様に把握しやすい特徴を示していた」⁽⁵⁾。しかし、こうした「戦前の地域社会のあり方は、戦後とりわけ高度経済成長期において大きく変化した。・・・村落共同体は機械化の進展とそれにもとづく農民層分解によって大きく解体した。都市的地域における共同性も都市的共同体を支えていた自

営業層の分解によって急速に解体した。いわば、戦後日本資本主義の発展とともにあって、農村においても都市においても共同体的性格が失われていった⁽⁶⁾。では、地域社会における地域性の方はどうであろうか。小内氏によれば、地域性も見えにくくなってきたのである。すなわち、高度経済成長期以降の地域社会の変動によって、「地域社会の外延を規定する地域性それ自体も大きく変化した。戦後の経済発展の過程で地域間の人口移動が激しくなり、交通網やモータリゼーションの発達によって人々の生活圏が確実に拡大した。しかも、かつて孤立性の高かった諸地域社会は、経済機構・社会機構の再編を通して、東京を全国の管理中枢都市とし、県庁所在地をリレーポイントとしながら、ヒエラルキー的な重層的連関構造を形づくるようになった。さらに近年では経済のグローバリゼーションやボーダーレス化によって、日常生活そのものが世界の国々と直接間接に深く結びつき、人々の移動の範囲も国際的なレベルにまで拡大されてきている。そこでは、地域社会の範域を確定する一定の地域性を把握することは、経験的にいってきわめて困難になってきている」⁽⁷⁾と。

小内氏の、都市・農村の分離・対立・止揚という視点によっては、もはや現代社会における地域社会研究は行なえないとする論拠の第二は、小内氏のいう意味での実体としての都市や農村はもはや解体しているというものである。小内氏は、実体としての農村とは農業を主産業にしている地域社会のことを、実体としての都市とは工業を主産業としている地域社会であるということを意味するという。そして、かかる意味での都市と農村は、やはりわが国高度経済成長期以降の地域社会の変化のなかで解体してしまったというのである。氏いわく、上記のような「地域社会の共同性と地域性の喪失過程は、わが国の場合、過密——過疎、そして東京一極集中の進展を意味するものに他ならなかった。それは、高度経済成長期において農家の次・三男の都市への移動から始まり、離農による農家の拳家離村、非農家や若者の都市的地域への転出という人口移動のパターンの変化をともなながら確実に進展した。いいかえれば、戦後日本資本主義の高度経済成長が過密——過疎、東京一極集中を生み出したといえる」⁽⁸⁾のである。そして、同じく小内氏によれば、かかる「過密——過疎、東京一極集中の進展は、実体としての都市と農村の解体過程でもあった。すなわち、少なくとも1960年代までの過密——過疎問題は、農村から都市への人口移動という形をとっていた。その意味で、都市の過密化と農村の過疎化の問題として把握することができた。しかし、1970年代になると、減反政策の開始や農産物の輸入自由化によって、過疎地域は産業基盤としての農業自体の解体傾向を強めながら人口を減少させていった。それは、客観的に見れば、過疎地域=農村という図式が成立しえなくなることを意味していた。景観としてはともかく、少なくとも産業基盤という点から考えた場合、過疎地域は農村地域として把握できなくなったのである」⁽⁹⁾。「一方、過密地域も人口の流入と産業構造の変化によって、かつて産業都市（工業都市）として捉えられていた都市の基本的性格が大きく変化した。たしかに、高度経済成長期には都市の過密化は重化学工業政策の推進を背景にして、産業都市の発展という意味をもっていた。しかし、高度経済成長の終焉とともに

に、過密化した都市の性格が大きく変化するようになった。産業のサービス化の進展による産業構造の再編とともに、多くの過密地域は工業のウエイトを低下させ、産業都市としての性格を弱めた。その傾向は1980年代後半以降工業の海外移転による産業の空洞化によってさらに拍車がかかっている。しかも、少なからぬ過密地域がベッドタウン化に代表されるように、すでに自律した地域社会としての性格を失うように」⁽¹⁰⁾ なったのである。

以上の二つの論拠を示して、小内氏は、次のように結論する。すなわち、「過密地域は産業都市（工業都市）としての性格を確実に弱め、過疎地域は農村としての存立基盤を解体させてきているのである。いいかえれば、それは、国家の地域開発政策を梃子とした社会的分業の地域的編成・地帯構成が再編される過程であったといえる。そこでは、従来の都市と農村という図式によって、わが国の地域社会の実体を把握することは、妥当ではなくなってきているといわざるをえない」⁽¹¹⁾ と。ここまで、小内氏の著作からかなり長く文章を引用しつつ、氏の、地域社会研究における都市・農村の分離・対立・止揚という視角の有効性の終焉論をみてきたが、それは、一つには、氏の論点の一部のあげあしとり的批判とならないようにとの配慮のためであるが、同時に、それは、後にマルクス自身の都市と農村の分離・対立・止揚論とはどんなものであったのかを検討するときにその作業を行なうことになるが、小内氏の上記の議論は、決して、マルクスの都市と農村の分離・対立・止揚の視角は、現代社会における地域社会研究の視角として有効性を失ったことを立証するものではなくて、むしろ、私見によれば、その有効性がますます強まっていることを立証していることを示すためでもある。そして、本稿の具体的な課題はそこにある。

注

- (1) 小内 透『戦後日本の地域社会変動と地域社会類型——都道府県・市町村を単位とする統計分析を通して——』東信堂、1996年、8頁。
- (2) 同上、8—9頁。
- (3) 同上、9頁。
- (4) 同上、3頁。
- (5) 同上、3—4頁。
- (6) 同上、4頁。
- (7) 同上。
- (8) 同上、4—5頁。
- (9) 同上、6頁。
- (10) 同上。
- (11) 同上、7頁。

第一章 都市・農村研究からリージョン研究へ

第1節 福武直氏の農村研究

序のところで提起した問題を考えるために、まずははじめに、地域社会研究の目的（課題）とは何であったのかということから確認してみたい。すなわち、私見によれば、実体としての都

市と農村という地域社会の全体構造を把握することそれ自体が、地域社会研究の自己目的であったわけではないのではないかということに関連する。すなわち、地域社会の都市と農村の分離・対立・止揚という視角から戦後日本における地域社会研究を眺めるとき、地域社会研究が都市研究と農村研究という二分法的な形で行なわれてきたきた一つの（主要な）根拠には、近代社会形成の理念である自由・平等・博愛が行き渡った社会を実現しようとする研究者のエトスに照らしたとき、小内氏のいうように必ずしも地域社会内部における産業だけでなく、さらに社会構造や社会的諸関係の性格、および、それぞれの地域社会に住んでいる人々の生活様式および人々自身の有している性格等々の点で、都市と農村は全く異なった類型の地域社会に属していると研究者によって把握される現実があった。そして、戦後わが国の地域社会研究においては、事実、自由・平等・博愛という近代社会形成の理念に反する社会的現実とそれらの現実が引き起こされている根拠の探求が課題となってきた。と同時に、戦後のこうした系譜をひきつぐ研究においては、都市であれ、農村であれ、それぞれの地域社会における階級構造や階級支配の構造、すなわち、権力関係および政治支配の構造の探求が重視されてきた。そして、その中心的課題こそが、私見によれば、結果論的には近代化論の立場から、研究者によって全近代的で、遅れたものと見做されたわが国における社会的諸関係や諸個人自身の性格を脱するための社会的諸条件を明らかにし、自由で、平等な、そして博愛的な社会建設の主体となる自立（律）した諸個人を析出することであったのである。

しかし、結論からいえば、そうした課題を背負っての、しかも近代化論からする、都市・農村の分離・対立・止揚を基本視角とする地域社会研究は、とくに高度経済成長期以降に現実に近代化が進み、遅れていると研究者によって見做されてきたわが国日本における社会的諸関係や人々の性格、それらの性格を生み出していると考えられてきた社会的諸条件がなくなってしまったにもかかわらず、そこに出頭してきたのが、決して研究者が期待していた自由・平等・博愛の行き渡った社会ではなくて、かつてとは違った形での地域的な不均等発展とそれにもとづく地域社会生活の解体や社会問題の噴出という現実でしかなかったということが誰の目からみても明らかになったとき、従来の形での地域社会研究の目標（課題）それ自体を喪失してしまったのである。だがしかし、注意されなければならないことは、そのことは、決してマルクスのいう意味での、都市と農村という地域社会間の分離・対立問題が解決され、無くなってしまったことを意味するものではないということであろう。結論を先取りしたかたちで私見をのべておくならば、現代社会における地域社会研究においても、その課題として近代社会の形成原理であった自由・平等・博愛の行き渡った社会建設という目標は継承すべきであると考えるが、その目標の実現化を展望する地域社会の研究方向とは、近代化の推進の方向ではなく、むしろ市場原理を絶対とした、そして、地域に住む人々が自分たちの「いのちを守り、くらしをたてる」ための生活の論理に破壊的影響を与えるまでに自己展開をとげてしまった、利潤性、自由競争（序列・競争主義）、生産性・効率性等々の近代的生活諸原理を越える（少なくとも

制限する）諸原理の探求とそれらの諸原理による地域社会形成を可能にする社会的、人間的諸条件を探求するという方向であろうということである。こうした見地にたつとき、マルクスの都市と農村の分離・対立・止揚という視角は、ますます現代地域社会研究に不可欠のものとなりつつあると考えられるのである。

しかし、その点の論証は後の課題として、ここでは、ここまでべてきたことを、簡単にでも、戦後のわが国における都市と農村研究を振り返りながら確認しておこう。まずははじめに、福武直氏の農村社会研究から参照しておきたい。まず、はじめにことわっておかなければならないが、それは、私はすでに『札幌学院大学人文学部紀要』（第50号）において上記のような視点にたって、福武直、島崎稔、蓮見音彦という三氏の農村社会学をとりあげ、わが国戦後の農村社会学の一つの流れを検討したことがあり、ここでは、そのうち福武直氏の農村社会学の検討の部分だけを部分的に再録し、その研究方向の特徴を確認することにとどめたいということである。ここで福武氏を取り上げる理由は、福武氏の農村社会学は、上述してきた、戦後わが国における地域社会研究の性格を代表するものであると同時に、後世世代の農村社会研究者の研究に、研究課題や研究方法の面で大きな影響力を与えたからである。

まず、ここで取り上げる文献を確定しておくならば、本稿では、福武氏の日本の農村社会研究の原初的問題意識とそれへの接近枠組みの原初形態を明らかにするために、氏のより初期の著作である『日本農村の社会的性格』と『日本の農村社会』の二つを取り上げ検討してみたい。というのも、福武氏の農村社会学を批判的に継承していった福武氏につづく農村社会学者たちの主要な論争点をなした以下の二つの問題が上記の著作すでに論じられていたからである。その二つの問題とは、1. 日本の農村における社会的結合如何という問題、とくに合理的で自律的な近代的社会関係とくらべて非合理で依存的であり、それゆえ前近代的とみられた日本の農村における社会関係の性格とそうした性格をもたらしている根拠をいかに把握するのかという問題と、2. 農村社会内における階級関係および階級支配をいかに見るかという問題であった。福武氏はこれら二つの問題をどのように論じたのであろうか。

福武氏にとって農村研究の課題とは、戦後の農村社会の日本の性格を究明することであったが、それは、戦後の日本社会の民主化の一環としての農村民主化という実践的課題意識からでもものであった。福武氏は農村民主化の成否は日本民主化の成否のカギを握るものと捉えられていた。福武氏によれば、「農村社会の日本の性格を追求することは、農村民主化の、そしてまた我国の民主化のための前提条件である。われわれは、あらゆるものへの解答を農村の中に求めて問題を不当に単純化しようとするものではなく、むしろ農村の問題は同時に社会機構全体との関連に於いてのみ解決しうることを十分に知っている。しかし、それにも拘わらず、我国に於ける農村の比重からみて、農村の民主化に成功しないではわれわれの社会の民主化も不可能であると考えざるをえない」⁽¹⁾のであった。

では、福武氏は、日本社会の民主化を阻んでいる農村社会における社会結合の特質はどのよ

うに捉えていたのだろうか。福武氏によればその特質とは家族主義、しかも家長権のつよい家族主義的性格をもつというところにある。すなわち、「家族的小經營の行なわれる小農社会では、個人ではなく家族が構成単位であった。そして、その家族は男女両性の結婚によって一つの家族がつくりあげられる夫婦中心の家族とはならず、親子関係を中心とする家長権のつよい家族となりやすい」⁽²⁾と福武氏はいうのである。そして、かかる家族主義の有している構成原理は、1. 「人間であるより前に家族の一員たることが要求され・・・成員たる個人よりも家の方方が重大であるとともに、そのような家が社会の構成単位」⁽³⁾となる諸個人の非自律性・家への従属性の原理であり、2. 典型的には親作子作関係に代表される主従的・身分的関係原理なのである。しかも、かかる家族的な原理は、単に家族内のみならずその外部にまで拡大されることを特徴としているがゆえに、農村の「社会自体が家族的色彩をもつのである」⁽⁴⁾。

以上のように捉えた農村社会における社会結合の特質に照らせば、福武氏が、農村民主化の内容として、「かかる家族主義からは脱皮しなければならない。人間の自由と独立を前提とする民主主義的人間に転化することがわれわれの課題であるとすれば、家族主義の人間は当然否定されなければならない」⁽⁵⁾と主張した意味が理解されるのである。福武氏は上記のような家族主義的社会結合を「同族的結合」と呼ぶが、ここで注意しなければならないのは、福武氏はこの「同族的結合」を決して單なる封建的なものと同一視してはいなかったということであろう。それゆえ、この「同族的結合」は、単に江戸時代や戦前の地主制の下にだけ存するのではなく、そうした社会結合を生み出す根拠が一掃されないかぎり、地主制を解体させた農地改革以降の農村社会にも必然的に存在するものなのである。福武氏自身のことばによれば、「同族的結合が封建性に最もよく合致し、且つ封建的な限定をうけてきたことはいうまでもないが、同族的結合はそのまま封建制ではない」⁽⁶⁾。「現代はもはや、古く珍しいものの中に封建的なものを血眼になって探し求め、それから都合のよいところだけ取上げて農村の封建性を証明することに血道をあげる時代ではないのである」⁽⁷⁾。

では福武氏は、近代資本主義制度下の、しかも戦前の地主制を解体した農地改革後において「同族的結合」が存在する根拠をどのようにみたのであろうか。それは、「集約的農耕に基礎をおくる小農社会の宿命であった。そして生産力の低いこの過小農社会が止揚されない限り、非合理的な保護と奉仕の支配従属関係は揚棄されないのであろう。かくて農村民主化の障礙は、単に封建的なものに止まらないのである」⁽⁸⁾というのが福武氏の説である。すなわち、他に依存しなければ生産・生活の実現がなしえないほど生産力の低い、その意味で過小な農業生産の形態から必然的に上述したような「家族主義」が生まれてくるのである。すなわち、「家族主義は、非資本主義的農業經營の行なわれる農村社会に於いては、自然に生まれる性格」⁽⁹⁾なのである。

それゆえ、福武氏にとって、農村社会の民主化のためにとられるべき変革の方向は次のように明確である。その福武氏のいう農地改革後の農村民主化の戦略をみると、「かかる村に示さ

れる家族主義的性格の褪化は、結局その超克が経済的基礎の問題であることを物語」⁽¹⁰⁾ つている。「従って、かかる性格が徹底的に止揚されるためには、農業技術の飛躍的な進歩が生れ、農業が機械化されて労働生産力が上昇し、家族労働への依存度が低下するとともに、従来農業生産内に抱擁されてきた、いわば潜在的な失業人口が顕在化し、しかもその労働力が他の生産活動に従事しうるような余地が出てこなければならぬ。このような条件は、資本主義が正常的な発展を遂げたところでは、資本主義のもとでも可能であり、それは資本主義的近代化として生」⁽¹¹⁾ [傍点は引用者、以下ことわりがないかぎり強調や（ ）などは引用文の著者による] じるであろうというのがそれである。要言すれば、農業生産力の上昇による過小農社会の経済的基礎の変革、それが福武氏の農村民主化への道であったのである。それを福武氏自身のことばで確認しておくならば、「われわれの見るところでは、生産力の上昇による農業問題の解決以外に農村問題の解決はなかったのであり、生産力が上昇して生産農民の人間的生活が可能になるときにのみ、始めて民主化の希望も生じてくるのである」⁽¹²⁾。

しかし、福武氏は、かかる農業經營の「資本主義的近代化」がそうたやすく実現しうるものとは思っていなかった。とりわけそれは、個別農家ごとの孤立的・個別的努力の下では一層の不可能事とみられていた。というのは、資本主義の下では農工間の不均等発展にもとづく都市と農村の対立、そして都市による農村の搾取が存在するからであり、それゆえ、農業における生産力を上昇させるには農家の協同化が不可欠にもかかわらず、その協同化が過小農の性格からいって困難なことだからである。福武氏いわく、「我国の現状を顧みるならば、社会化への道のみが農業生産への危機を救い、家族主義克服の可能性を有するのである。けれどもその社会化の道は極めて峻しい」⁽¹³⁾ のである。

福武氏によれば、農業生産の社会化を阻んでいるものは小農經營のもつてゐる利己主義的性格である。すなわち、「過小農經營のもとで、汗をしほればしほるほど収穫の上の手労働集約的農業が行なわれるところでは、農家の利己が協力を最小限に止める。彼等は相互に労力の過投を競って各自の計算の上に立とうとする」⁽¹⁴⁾ のである。そればかりではない。これらの競争の結果、一方には没落する農家が生まれ、一方には規模拡大し上向する農家が生まれるとき、上層農の下層農にたいする階級支配と下層農の上層農への身分的・従属的隸属を意味する「同族的結合」が再編強化されることにもなるのである。「過去の封建期に於ける隣保共助的協同の多くをその後の生産力の発展は不要にしたのであるが、現在の一般的技術水準のもとでは、共同はかえって生産を阻害することすら多いのである。かくて農民は、各自の労力の酷使によって優越せんことを競争するであろう。そして自作化された農民が依然として現在の如き低い生産力に停滞する小農であるならば彼等のもついわゆる二つの魂の相剋は反動的保守的魂の勝利に終る可能性の方が強いし、精農と惰農との差、家族労働力の大小が生産に顕著な結果を直接的に示すような集約的手労働的農業水準に於いては、直ちに凹凸が生じ、再び依存関係を形成する」⁽¹⁵⁾ と福武氏はみるのである。

かくして、福武氏は、資本主義体制の変革による社会主義体制の実現をまつでのなければ、資本主義経済の下での農村民主化のためには、国家による生産力上昇と農民の協同化のための施策が強力に推進されなければならないと主張するのである。福武氏によれば、「農民は生産力の上昇のために、否でも応でも協同化へ更に社会化への道を歩まねばならない。しかるにこの協同は、上述の如く極めて困難なことであった。従ってその自生的な協同を待つことは、農民に対して孤立経営による蹉跌と失敗とを経験せしめることを意味する。故にこの打撃を回避せしめ、一日も早く生産力を高めるためには、国家的な推進によって、より高度の協同を要請する如き農機具や農業技術を普及せしめ、且つそのような経済的体制に導くことが必要となる」⁽¹⁶⁾。

「かようにして、われわれは、我国将来の農業が科学的基礎にもとづく遠大なる計画の下に総合的に運営され、農民の自主的運動が国家的な企画によって指導されることを絶対的要請と考える。そしてこれによって生産力が増大する場合、彼等は自然に協同化せざるをえなくなり、適地適作的農業と農村工業とが貨幣経済の冷徹なる合理性を教えることによって彼等をして社会化への道を歩ませ、かくてその生活水準の向上が彼等に主体的な人間的自覚を生ぜしめるとと思う。過小農社会の制約はかくてのみ打破され、全き民主化も完成されるに至る」⁽¹⁷⁾はずなのであった。

以上のように、福武氏にとって、戦後の農村社会学は、「ともかく目標は明らか」であった。「それは単なる農地の解放ではなく、農民の人間としての解放とその新しい社会の建設」⁽¹⁸⁾だったのである。

しかし、その後の日本農業と農民生活は、福武氏の予想とは異なった展開方向を示すことになった。すなわち、農業経営における機械化の進展や国家の「構造政策」などによる「生産力の増強」政策は、決して農家の自立経営をもたらしたのではなく、むしろ戦後自作農体制の崩壊過程とみられる、広範な「農家経済の解体」化傾向が必然化させられたからである。それは、日本経済の「高度成長」にともなう農地と他産業との不均等発展の深化と賃労働市場の拡大の下で、農家労働力の急激な流出・離農がすすみ、農民層分解が促進されたからである。とくに、1961年に制定された「農業基本法」の、「農産物価格はできるだけ『需給均衡』的水準に形成させながら、『選別的大拡大』（『選別的小縮小』を他方でふくむ）と『構造政策』によって、農業と他産業の生産性格差を是正しつつ、所得均衡的『自立経営』の育成をめざす」⁽¹⁹⁾という理念にもとづく農政の下で、「農家経済の解体」化傾向がより一層進展し、農民層分解の分解基軸が年々上昇し、農業だけで生計をまかなえる農家はほんの少数になっていたのである。

ここに至って、上述のような農業経営の状況をもたらした、戦後復活した独占資本による農業収奪と農村支配の問題を焦点にすえた農村社会学が現われることになった。そして、それらの代表的な論者が、島崎稔氏と蓮見音彦氏等であった。ここでは、もはや、これら二人の議論を詳しく検討する余裕はないが、次の点だけ指摘しておきたい⁽²⁰⁾。それは、農業および農村

の国家独占資本による支配からの解放を課題とし、それゆえ、村落としての農村社会の階級構造や政治支配の構造を明らかにすることを主要な研究課題とした両者の農村社会学も、福武氏のそれと同じように、村落としての農村社会をなにか資本主義的経済原理が働いていない社会であるかのように捉え、そうした性格を有しているかぎりにおいて農村社会学の固有の対象と理論および農村社会学の課題があるかのように考えために、年がたつにつれて、農業生産や農家経済を急激に解体する要因としての戦後わが国の国家独占資本主義分析に焦点が移ってゆき、農村社会における政治構造研究においても蓮見氏のいう「農民の主体的対応」の研究においても、農業生産、農村社会内部の研究の必然性がますます後退し、農村社会学の課題が「日本社会の全体構造的な変化」の解明という課題に解消されていくような観を呈していったということである。

以上のように、戦後の日本農村社会学は、戦後すぐの「日本社会の民主化」という時代的課題を前面に据えて成立してきたことにより、農村社会とはあたかも資本主義社会においてさえも資本主義的経済原理が作用していない社会であるかのように捉え、その点に農村社会学成立の根拠を求めてきたために、資本主義的生産様式の形成という方向での歩みではなかったが、明らかに商品生産的農業生産への深化という農業生産における変化、しかもドラスチックな変化とそれにともなう農家生活や農村社会の変化を目の当たりにして、ただ単に農村社会の研究方法を喪失してきたのではなく、より根本的には、解明すべき農村社会学の固有の課題を喪失してきたといつても過言ではないのである。

では、このような特徴をもった戦後わが国における農村社会学が展開していた同じ時期の都市研究には、どのようなものがあったのであろうか、また、それらはどのような特徴をもっていたのであろうか。ここでは、またもや、それらすべてを検討することができない。そこで、都市と農村の分離・対立・止揚という視角からする地域社会学の発展を目的とする本稿の後の議論との関連で、福武氏と同じように、戦後から高度経済成長期にかけて、自由・平等・博愛という社会建設をつよく意識した都市研究を行なっていた羽仁五郎氏の都市研究を取り上げ、節を代えて検討しておきたい。

注

- (1) 福武 直「日本農村の社会的性格」(『福武 直著作集第四卷』東大出版会、1976年所収), 5頁。
- (2) 福武 直「日本の農村社会」(同上所収), 280頁。
- (3) 福武 直, 前掲書, 24頁。
- (4) 同上。
- (5) 同上, 33頁。
- (6) 同上, 48頁。
- (7) 同上。
- (8) 同上, 14頁。
- (9) 同上。
- (10) 同上, 35頁。
- (11) 同上, 35—36頁。

- (12) 同上, 19頁。
- (13) 同上, 36頁。
- (14) 同上, 49頁。
- (15) 同上, 18—19頁。
- (16) 同上, 20頁。
- (17) 同上。
- (18) 同上, 21頁。
- (19) 嶋崎念氏と蓮見音彦氏の農村研究の検討の内容については、拙稿「戦後日本における農民層分解の動向と農村社会学の展開」(『札幌学院大学人文学会紀要』第50号, 1991年所収) を参照してほしい。

第2節 羽仁五郎氏の都市研究

はじめに、羽仁氏の地域社会概念を取り上げ、羽仁氏は地域社会研究における都市研究の意義をどのように捉えていたのかということからみておきたい。その際、検討を進めていくとき文献としては、都市研究にたいする羽仁氏の接近態度、すなわち問題意識が明瞭に表明されている、『都市の論理』と『都市』を取り上げることにしたい。ただ前もって断っておかなければならぬことは、本稿は、検討の目的が羽仁氏の都市研究の視角の特徴を摘出することであり、氏の主張のなかにある歴史的事実の適否に関して論じるものではないということである。

羽仁氏の都市研究をする際の最も重要な諸キーワードとは、自由、進歩、革命的等々の語である。というのも、私のことばで要約的に羽仁氏の地域社会概念を箇条書き的に示しておくならば、羽仁氏のいう地域社会とは、第一に、階級社会における支配階級の階級支配から自由になっている地域的・地理的空间を意味し、第二には、かかる地域社会の構成員が、時には自分たち自身の軍事力をもつなどして支配階級の権力に抗しながら自主的に自分たちの地域社会の統治に参加する一方、集団的で、協同的な社会生活を実現するための種々の生活諸機構や諸組織を自分たちの手で建設しているような社会を意味し、そして、第三には、地域社会の構成員が自分の属している社会に強いアイデンティティーをもつとともに、こうした構成員間に自由で、平等な、そして友愛にみちた社会結合がむすばれているような社会を意味するからである。羽仁氏はこうした地域社会を〈自治体〉と呼び(今後、羽仁氏のいう地域社会を意味する自治体を、通常われわれの日常生活のなかで使用されている地方自治体を意味する自治体と区別して表現するために〈〉を付して表記していくことにしたい)、地域社会の構成員を〈市民〉(今後、自治体という用語と同じ表記法に従う)と呼ぶ。そして、こうした地域社会こそ、羽仁氏によれば、〈都市〉(今後、自治体という用語と同じ表記法に従う)にほかならないのである。羽仁氏いわく、「都市の空気は人を自由にする。ヨーロッパのルネサンスに生まれたこのことばには、歴史があり、未来がある」⁽¹⁾と。羽仁氏にとって、都市とは、自由と進歩の砦にはかならなかったのである。また、地域社会はそれ自体自然的に形成されるものではなくて、支配権力に抗しながら意識的に創造されいかなければ存立するものではないのである。それゆえ、羽仁氏にとって、都市を研究することは、即人間の人間にたいするあらゆる抑圧をなくし、

自由・平等・博愛にみちた社会へ至る道を探求するものであったのである。

コミュニティー・（地方）自治体・都市——概念規定の試み

このような問題関心をもつ羽仁氏によれば、通常われわれは、地域社会（コミュニティー）、地方自治体、そして、都市という用語を、それらの用語の意味内容を厳密に考えもせずに使用し、地域社会の本質を誤って捉えているという。まず、地域社会、または、コミュニティーという用語にたいする羽仁氏の議論をみておくと、羽仁氏の『都市の論理』の内容とは「精神神経学会における地域精神医学の分科集会の特別講演」⁽²⁾で話したものであるが、その講演は冒頭次のような議論で始まっていた。すなわち、「第一に、忌憚なくいわせていただいたほうがよいと思うのは、地域社会とかコンミュニティーとかいう概念は、全然、学問的ではない、ということあります。この分科集会の報告を、どう、どっちからうかがっても、まったくあいまいです。なんのことをいっておられるのか、全然わからない。よくまあこういうあやしげな概念を平気でおつかいになっている。これで学者といえるだろうか」⁽³⁾と。そして、この分科集会の司会者も、羽仁氏の著書である『都市の論理』のまえがきで、地域社会やコミュニティーという用語について現場の実践を混乱させるものとして、次のようなことばを寄せていた。

「『コンミュニティー』とか『地域』とかいう言葉が、流行語になっているが、それであらわされている社会で実さい活動している科学者技術者、すなわち医師、保健婦、看護婦、公害とり組む人々、建築家など、さらに自治体で市民とともにたたかっている人々、などは、理論の貧困、まちがった理論や概念のために、正しい見透しが得られず、自分たちの現場における苦闘がそらされ、正しい実りをあたえないのになんでいた」⁽⁴⁾と。では、地域社会とかコミュニティーという用語の“あやしげさ”とはどういうものなのであろうか。

羽仁氏は、それを次のように説明していく。まず、「このコンミュニティーという概念がどうして学問的概念でないかということですが、このコンミュニティーという概念が非理論的な性格をもっている。それは、政治的にはいわゆるユートピア的な性格をもっているということです。つまり、なんとなくそこで万事解決されるような、しかしそこに行く道はない。こういう概念は絶えず学間に出て来ます。大ざっぱに言えば、社会的な進歩が行き詰ったような場合にこういう概念が、雨後のたけのこのようにどんどん出て来る。それは、中世の終りがそうでしたし、最近がそうであります」⁽⁵⁾。そこで、羽仁氏は、コミュニティーという用語の、かかる非理論的、ユートピア的な性格を明らかにするため、コミュニティーという概念の次のような論理的置き換えの試みを行なう。

その試みの第一に、羽仁氏は、コミュニティー概念を場の概念に置き換えてみる。「これは、まず場所です。もちろん人間のいる場所です。これは少し古い1920年代頃の経済学に一時かなりはやった概念に、シタルド・オルトという概念、いまでもその概念を使う経済学者がいるのでしょうか。・・・いわゆる立地学説というものです。経済学のほうではあんまりはやらないのですが、自民党の政治などでは、相当立地条件などということを議会などでは大変言います。

最近は新産業都市促進法という法律が出来ましたが、あれがシタンド・オルト・テオリイの化けものです。このシタンド・オルト・テオリイというのはコンミュニティとは目的は違うのですが、しかし、理論的には両方とも非理論的な概念であり、かつ関連があるという点では、これに置き換えることも場合によってはできるわけです」⁽⁶⁾。次に、羽仁氏は、コミュニティーを組織の細胞に置き換えてみる。すなわち、「今度は場所というほうではなくて、組織の細胞というものにコンミュニティというものは置き換えることもできるでしょう。要するに、人間の生活する場所、あるいは人間の生活する立地条件、あるいは、人間の生活する組織の細胞というふうなものでしょう。このコンミュニティというものをもし論理的にプレパラートにしていけばあるいは、パラレルな概念を探すとすれば、これは今度は逆に、それではコンミュニティというものはどういうものを除けてあるか、括弧の外へ出してあるかというふうに言いますと、まず政治を除けているのですね。それから経済を除けております。コンミュニティというのは政治団体ではないですね。政党ではない。それから経済を除けております。これは会社ではないし、工場ではないし、それから労働組合でもないです」⁽⁷⁾。

羽仁氏はさらに、社会関係の特質との関係で、議論をつづけ、コミュニティーは、「倫理、道徳を除けております」⁽⁸⁾という。すなわち、「コンミュニティというところに行くとみんな割に気が楽になりますね。道徳的な団体ではない。こういうのをやった学者が前にもいるのです。それは社会学で有名なテンニイスという人です。このテンニイスという人の『ゲゼルシャフト・ウント・ゲマインシャフト』という本がずいぶん有名な本です。これは日本ではゲゼルシャフトというのは利益社会というふうに訳しているのです。それと、ゲマインシャフトのほうを協同体というのですが、要するに、このテンニイスの考え方はゲゼルシャフト、その社会というほうは政治的な経済的なものだ、これに対するゲマインシャフトというのは協同体的なものである。ここまで分析していくと、じつに面白いことがわかるのですが、ゲマインシャフトということはコンミュニティという言葉と同一語にあたるもの」⁽⁹⁾である。それゆえ、羽仁氏によれば、「このテンニイスの社会学というのは全く非論理的な、非学問的な考え方」⁽¹⁰⁾だということになるのである。そして、これらの置き換えの最後に、「このコンミュニティというものを現在に実際に置き換えてみると、これは・・・自治体というものになるわけです。この自治体は、日本では地方自治体というように言っている。地方というのは国家権力から言う地方なので」⁽¹¹⁾、そのことを考えるならば、日本の地方自治体は、「そういう意味では反対」⁽¹²⁾のもの(羽仁氏のいう〈自治体〉という概念に照らしてみれば)に転化しているのである。

これらの置き換えを行なったあと、羽仁氏は、コミュニティー概念に関して次のように結論する。すなわち、「第一の、コンミュニティという概念が非理論的な、ユウトピア的なものであり、したがって、コンミュニティという概念で目的とされる目的を自ら実現することの妨げになるような概念であるということですが、第二に、理論上の問題は、コンミュニティというものは、なにかないものを言い表わしている概念であるということです。これは、それぞれ国

によって多少そのないものの事情が違います。大体ないもの、なにがないかというと二つのものがないのです。組み合せをやりますと、一つは都市がない、都市のないところではコンミュニティといいます。それから、革命がないところでは——革命がないというのは革命の許されないとありますか、都市が許されない。革命の代用品にコンミュニティといいます。革命がちょっとやれそうもない。“コンミュニティを作りましょう”というふうに言う」⁽¹³⁾のであると。

結論のところで羽仁氏がいわんとしていることを羽仁氏自身のことばを借りてもう少し確認しておくならば、次のとくである。すなわち、羽仁氏が「コンミュニティという概念は概念として成り立っていないということを強く言ったのは、都市または自治体という明確または厳密の概念によって処理されるべき問題が、コンミュニティというような概念によってあいまいにされているからです。問題がはっきりしているのに、あいまいな概念をつかうことはゆるされない」⁽¹⁴⁾。さらにいえば、コミュニティー、すなわち、「地域社会という概念をつかって新しい道がひらかれるようにみえますが、しかし、この地域社会という概念をおつかいになって、はたして、どの程度までさきへゆけるでしょうか、その行く先は知れているという感じがします。ある程度まで前進したと思ったころには、やがてそれは政治的にひっくりかえられる、という危険を、いま予告申しあげておいて、さしつかえない。あいまいな学問上の概念をつかってやっていけると思っていると、必ず政治的にひっくりかえられる。おそらくぼくの目のまだ黒いうちにひっくりかえされるだろうということを、いまから予言しておいてさしつかえない」⁽¹⁵⁾と。

では、羽仁氏がこれまでコミュニティーに関して批判的にのべてきたことは、具体的問題としてはどのようなことが想定されていたのであろうか。それに関して、羽仁氏を囲んでの研究会に参加していた二人の精神科医が次のような発言をしていた。まず、川上氏は、大企業などで行なわれている労務管理の一環としての精神衛生管理は地域の問題に戻るとして、羽仁氏のコミュニティー概念批判に呼応して次のような指摘を行なっていた。「結核について国鉄の例をあげますと、学問的には新しい業績をうみ出せるくらいキチッと結核管理をやっていたわけです。医者は一生懸命にいわゆる医学的立場のみより結核患者の管理をすすめ、結果としては患者の病状より国鉄の仕事にたえられるかどうかをチェックしていったわけです。そうすると、結核とチェックされたものは健康保健の給付期間の制限のために三年でやめざるをえない。そしてやめていった人を調べてみると、国鉄にいた時よりもさらに悪い労働条件のところで低い賃金で働いているのです。これと同じ形で大企業を追い出された労働者は中小企業にいき、そこで駄目になるといわゆる“地域”に失業者の状態で沈没するといった流れをたどっているわけです。これは精神障害の場合もいざれ同じことであろうと思います。大企業で患者がでれば隔離して病気を治すというより、患者の社会的地位の低下だけおきてくるでしょう。結局、よくなつたのは企業のなかだけで、日本人民全体という見方をすれば、悪い条件のとこ

ろへ病弱の人が無理やり押しこまれていくという流れがあります」⁽¹⁶⁾と。同じく川上氏によれば、「そのために、問題の意味に気付いた医者は、地域というものを先生（羽仁氏）のおっしゃった学問的次元とは別にまじめに考えています。精神科の医者のなかでも、心ある人は逆に地域というようなあいまいな概念に情熱をもやさざるをえない客観的な基礎があるわけです。そこがこんど、相当はっきりしてきました」⁽¹⁷⁾ [（ ）内は引用者による]。「ところが、現状をみると大企業から地域への流れを意識的にはやめ、逆に地域に矛盾を全部おしこんでいこうとする動きがあらゆるところにあらわれています。そういう意味で地域という言葉が使われていて、先生の話で、地域に関心をもつ人に相当明確になりました。自分達が良心的に仕事をすすめようとする地域に、逆に矛盾をごまかしてくる概念がもちこまれている危険を認識しました。いまの医者としてはむずかしい問題ですが」⁽¹⁸⁾と。

次に、金子氏も、羽仁氏の上記のような問題提起を受けとめ、次のような現実を指摘する。すなわち、「精神衛生ということで、いまカウンセリングだとか、サイコセラピイがはやってますが大分ひどいものです。ある会社の健康管理の建物にはいって行きますと歪んだ鏡がある、『不満があるのは君の心が歪んでいるからではないか』と先ず反省させます。その室を通って、その奥に今度は職制の人形かなにかありますとそれを棒で殴れるんだそうですよ。その奥には、写真が二枚対になったのがあって、一家だんらんしている写真と、朝早く起きて牛乳配達か新聞配達かをしているのとあって、『わが社の社員はこっちだ』というようなやつを並べているわけです。またカウンセリングにしても、賃金を上げれば当然解決するような悩みが一ぱいあるわけですが、そういうものを、なんとなく精神科医なり心理学者がそれの相談を受けて、治してやったような気持になっている。それで、一番問題なのは、さっき分析の話が出ましたけれども、いまアメリカあたりの考え方でも、行動の問題を非常に多く取り上げて、生活のアダプテーションとか、マルアダプテーションとかいうところまでいまの体制の中でアダプトさせようということに精神科医が非常に力を貸しているのではないかことがあるのですね。個人の問題を掘り下げて根底にある共通の社会問題を摘出して、それを労働者にしらせて行くことが大切ではないか。社会的な問題の責任を個人にかぶせることに手をかしてはいけないと思う」⁽¹⁹⁾と。そして、金子氏は、地域社会との関連で次のように話をつづけていた。「さっき、企業の健康管理というようなことを川上先生がおっしゃいましたが、やはりこれもううだと思うのです。精神科の場合、企業の中で患者を扱わないで、——というとそこに地域が出て来て困りますけれど——その地域の中の精神病院みたいなものに入れる、その管理は企業から離してやって行かないと非常に危険ではないかと思うのです。もっとも一方ではコミュニティというのは日本では初めからなかったのか破綻しているのか、そういうような状況ですし、どうもいまの現状ですと、なにか掃きだめみたいに地域社会が扱われているというようなところがあると思うのです。たたかえる状態ではないとおもいますが」⁽²⁰⁾と。

これらの諸議論を受けて、羽仁氏は、コミュニティー概念についての議論を次のように総括

していた。すなわち、「ぼくの結論といいますか、この研究会の第一回から今日まで一貫してぼくの見解は、具体的の実例として、精神神経医学のほうから、精神障害は治療できるのだが、そのなおった患者を家庭にかえすと、また精神障害が再発するので、そこに地域社会の問題があるのではないか」と指摘されたことに対して、ぼくは地域社会というものはないのだから、それに引き継がせるということは、問題をあいまいにしてしまうことで、それを引き継ぐのは、国家か、都市か、のいずれかしかない、それを国家にやらせると弊害ばかり増大してなにも解決しないので、都市ならば警察権力とかの増大などをみちびくこともなく、問題の具体的解決の方向を確立することもできるのではないかと、主張し⁽²¹⁾ていたのである。

以上の羽仁氏のコミュニティー概念に関する議論の適否はいまここで問わずその議論の地域社会研究の視点を豊かにしていくうえで参考になりえる論点を取り上げるならば、氏の議論の中には、現在われわれが地域社会研究を行なっていくうえで考えていかなければならない課題が提起されていると思われる。というのは、羽仁氏は、地域社会研究におけるコミュニティー・自治体・国家の三者の地域社会の区別と関連の問題に着目していたからである。福武氏の農村社会学で問題にされていた地域社会とは専ら村落、すなわち、羽仁氏の議論の中の概念で近いものをさがすならば、「コミュニティ」としての地域社会であったような観を呈していた(ただ、福武氏以降の島崎氏や蓮見氏の農村社会学になると違ってくるのではあるが)。しかし、現代社会における住民生活の存在様式を考えるならば、地域社会という用語によって、専ら第一義的にコミュニティーを意味させるということはできない。そして、そのことは、自治体としての地域社会や、ある意味では(世界社会との関係でいえば)国家としての地域社会をも地域社会研究の視野にいれなければならないということを意味するものであろう。しかも、羽仁氏は、地域住民の「いのちを守り、くらしをたてる」生活を守り発展させる上で、コミュニティー・自治体・国家はそれぞれどのような関連にあるのかという問題を提起していたのである。そして、現代社会の現状(その内実を氏自身がどのように捉えているかは後に検討することになるが、現代社会も羽仁氏にとってはそれは階級支配の貫徹している諸社会の一つの社会、そして、その階級支配によって住民生活を抑圧し、破壊している社会にほかならない)を考えるとき、羽仁氏にとっては氏のいう〈自治体〉または〈都市〉こそがもっとも住民生活を守り発展させる可能性をもった地域社会であったのである。

そうすると、おのずと次に羽仁氏が、現代資本主義社会における国家機構の一部であるいわゆる地方自治体をどのようにみていたのか、また、地方自治体と羽仁氏のいう〈自治体〉との区別と関連をどのように捉えていたのかに関心が向かうことになる。羽仁氏によれば、〈自治体〉という概念は、国家による権力的支配から自由になっている地域社会的空間、すなわち、国家による支配を廃し、^{自治}によって治められている地域社会という意味で学問的にしっかりした概念であるという。すなわち、ルネッサンス期のヨーロッパで起こった「自由都市共和制」の形成の運動をみてもわかるように、「自治体」という概念は、学問的にしっかりしています。

自治体という概念は、歴史的にも、理論的にも、試練にたえてきています。すくなくとも、自治体という概念は、地域社会という概念よりも、しっかりとしている⁽²²⁾。というのも、羽仁氏によれば、「市民の生活がそこに成り立つ都市自治体、われわれに生活らしい生活をあたえる自治体、これよりほかに地域社会とかコンミュニティとかいわれるものの意味もない」⁽²³⁾からであり、しかも、そうした〈自治体〉は〈市民〉自らの力で建設しなければならないからである。「要するに、われわれが生活らしい生活をするところ、そしてそのための組織が問題なのであり、したがって、自由な、進歩する生活を与える組織をわれわれがつくり出さなければならないのである」⁽²⁴⁾。

こうした観点に立つとき、地方自治体という用語は全くあいまいな概念だということになる。すなわち、「地域社会というのによく似た概念に、地方自治というのが」⁽²⁵⁾あるが、羽仁氏は、「これはぼく（羽仁氏）が生まれる前から日本にできてしまった概念なので、こっちが生まれたのが遅かったということですが、ぼくはあらゆる機会に、地方自治なんていう概念は、およそ概念ではない、と批判してきた」⁽²⁶⁾〔（ ）内は引用者による〕という。では、なぜ地方自治はおよそ概念でない概念だと羽仁氏はいうのであろうか。それは、地方自治体という用語の前半の地方という用語は、国家権力との被支配的関係を示す概念であり、地方自治体という用語の後半の自治体という用語の意味する国家権力からの解放を示す概念と対立するからである。羽仁氏自身のことばでそのことを敷衍しておくならば、「地域社会という概念もそうですが、地方自治という概念は、二つの相反する反対の概念を結びつけて、一つの概念をでっちあげている。こんなものは概念ではありません。なんといいますか、赤い青い色というふうなものでしょう。よく晴れていて雨が降っている天気というようなものでしょう。前へ向かって後へ向かっているというようなものでしょう。もっとも最近はロッテルダムにザツキンがたてた彫刻が、上半身は後に向かい、下半身は前に向かっているが、そういうアブストラクトとか、実存哲学とかいう意味ではなく、地方自治法などという法律をつくった連中は、きわめて古い思想をもって、地方という概念と、自治という概念と、まったく反対の概念を混合して、自治の要求をふみにじっている」⁽²⁷⁾。

羽仁氏は、さらに、この概念上の矛盾を戦後日本の警察制度の発展過程の自治体警察と国家警察の関係史の中で、次のように例証しようとする。羽仁氏によれば、「この地方という概念と、自治という概念と、まったく反対の概念が、どんなに惨たんたる結果をもたらすか。最近の日本の警察の民主化の要求をふみにじった警察制度改革の不徹底、警察法の問題がその実例であります。敗戦後、日本の警察の民主化が要求され、新しい警察法によって、自治体警察というものが日本の新しい警察の中心となることが期待された」⁽²⁸⁾もである。「ところが、この自治体と自治体とのあいだに、どちらの自治体からも手のとどかないところができ、そういうところが全国的に存在し、これらはどの自治体にも属さない。日本全国の警察の中心はそれぞれの自治体の警察におかなければならぬが、その自治体と自治体とのあいだに、どの自治体

からも手のとどかない部分ができる、これを地方という、この地方を全国的に管理するものとして、国家地方警察というものをおいた。これは敗戦後の日本の警察の民主化を実現するためにはアメリカが考えた方式です。これは占領政策とかアメリカの考え方とかいうよりは、日本の警察の民主化ということは日本国民の要求であり、それが国際的にも要求されていたので、こういう改革の方式が実現されたのです。この自治体警察を主体とし、それを補うものとして国家地方警察をおく、という方式は、理論的に、学問的に、ちゃんと筋が」⁽²⁹⁾ 通っていたのである。

しかし、同じく羽仁氏によれば、「この日本の国民の警察民主化の希望を実現するはずであった新しい警察制度が、いつのまにか、めちゃめちゃにされてしまった」⁽³⁰⁾ というのである。

「そのまず第一が、日本の政府や新聞などによって、この新しい警察のありかたがあいまいにされてしまった。この新しい日本の警察のありかたにおいて、初めは自治体警察は自治警と略称され、国家地方警察は地警と略称されていたのですが、そのあいだに日本の保守反動勢力はこの国家地方警察を地警といわないで、国警とよびならし、新聞などが無自覚にもこれに従つて、国警とよび、その後、国家地方警察がいつのまにか日本の警察の中心となり、自治体警察のかげがうすくなり、とうとう自治体警察が廃止されて、国家地方警察がいつのまにか国家警察になり、日本の自治体を中心とする警察の民主化の希望はふみにじられ、日本はふたたび国家警察から警察国家の方向にひきもどされてしまった」⁽³¹⁾ のである。

そして、羽仁氏は、このような戦後わが国の警察制度変遷の歴史を総括して、次のような教訓を引き出すのである。すなわち、「この日本の民主化の失敗の実例、自治体警察と国家地方警察との関係の逆転の実例が、まぎれもなく示しているように、自治体と地方とは、食うか、食われるか、の関係であり、この自治体と地方との関係をあいまいにするのは、実は、地方が自治体をくつてしまうためであり、国家権力が自治体を押し倒してしまうためであり、新聞などがそういう陰謀を暴露し摘発せねばならない使命を忘れて、無自覚にそういう陰謀に追従している場合が多い」⁽³²⁾ からであると。それゆえ、氏によれば、「この自治体警察と国家地方警察との関係の逆転の場合に、よくわかるように、概念のあいまいは学問的に危険であるだけでなく、政治的にも危険である。あいまいな概念をつかっていると、そこには政治的反動が進歩をくつがえす力がのびてくるのを許すことになるので、非常に危険」⁽³³⁾ なのである。

さらに、羽仁氏によれば、国家権力による自治体支配、すなわち、氏のことばによれば、「地方が自治体をくつてしまう」ということがあるならば、そのことは、地域住民の、羽仁氏のいう〈市民〉としての自覚の、ないしは〈市民〉として成長する芽を摘み、その可能性を抑圧、または奪うことを意味するものなのである。羽仁氏はいう。戦後のさまざまな面での民主的改革にたいする国家権力による反動攻勢が強まっている「現在、われわれにとって、いわゆる地域社会とかコンミュニティとかによっては期待にとどまるものを、都市自治体に期待することによって、期待にとどまらないで、もっとさきへ、少なくとも、都市自治体の選挙によって、実現することができるか、どうか、実践を進め」⁽³⁴⁾ なければならない時期を迎えている。しか

し、その時にあたって、都市自治体に住む人々でさえ選挙に关心を示さないという事態が存在するのである。すなわち、「都市自治体の選挙についての日本の民衆の関心があまりにも低い。自治体そのものについて日本の民衆の関心がまったく微弱である。都市自治体に何ができるか、といって市民自身が中央政権に依存することばかり考えているのだから、農村の問題にしても都市の問題を中心にして解決されるという自信がなく、農民はもっぱら中央政権に依存し、都市自治体と農村との対立が中央政権によって利用され、いよいよ中央集権の官僚主義專制主義が拡張され、都市自治体の実体は失われ、現在の日本の都市自治体は30パーセントの自治でしかない、というところまできてしまった」⁽³⁵⁾のである。

以上みてきたように、地方自治体とは、羽仁氏にとって、〈自治体〉とは似て非なるものというだけでなく、全く逆のもの、より強くいえば、敵対するものではあるのであった。そこで、次に、羽仁氏が〈自治体〉とは〈都市〉であると考える、氏の、〈都市〉の概念について、また〈都市〉と農村の関係についての考え方を見てみよう。羽仁氏の〈都市〉概念を見る前に、社会学の中では都市と農村という二つの類型に属する地域社会がどのように規定されているかということから見ておこう。そこでここでは蓮見氏の見解を参考しておくことにするが、蓮見氏は、『現代社会学辞典』の「地域社会」の項目の中で、都市と農村の概念規定を行なっていた。すなわち、「地域社会の概念と関連して想起されるのは、地域社会の二つの類型といわれる都市と農村ないしは、都市と村落であろう。都市と農村はきわめて機械的には行政上の区別にもとづいて区分される。市制施行地域が都市、その他が農村というわけである。市部・郡部別という区分がそれであるが、わが国のはあい1950年代の町村合併以降、市制施行地域がいちじるしい拡大を示し、この区分は地域の実情を必ずしも反映するものではなくなつた」⁽³⁶⁾と。そして、同じく蓮見氏によれば、「それにかわって、都市と農村の区分は、今日一般的には、第一次産業を基盤として、小さい単位の集落から形成されている農村と、商工業などを基盤とした規模の大きな人口の集中によって特徴づけられる都市というかたちで、その主要な居住者の生業基盤と、人口の集住したがって単位的地域社会の規模とによって規定される。この区別は、分業にもとづくものであり、それだけに基底的な意味をもち、都市と農村に地域社会としての大きな差を導きだしている」⁽³⁷⁾ものであると。さらに、地域社会における生産・生活様式の違いによって都市と農村の区別をする場合もある。すなわち、人々のあいだで職住分離の生活が営まれている地域社会が都市であり、職住一体の生活が営まれているのが農村であるというように。しかし、羽仁氏の〈都市〉の概念規定は、これまで参照してきたどの規定にも当てはまらないものである。すなわち、国家機構の一部としての地域的行政機構の行政範域をいうのでも、われわれの物質的生活活動における社会的・産業的分業体制にもとづくものでも、そして、われわれの生産・生活様式の違いにもとづくものでも、羽仁氏のいう〈都市〉の概念規定は違っているのである。

すなわち、羽仁氏のいう〈都市〉とは、ある地域社会が先に検討してきた羽仁氏のいう意味

での真の〈自治〉を実現している地域社会であるかないかに存しているのである。それゆえ、上述してきたような形で都市として規定されている地域社会であったとしても、それらが羽仁氏のいう〈自治体〉でないならば、それらは、羽仁氏によれば、歴史的にも、同時代的にも、〈都市〉とはいえない。この〈都市〉の概念規定と関連して、羽仁氏は、東洋に都市があつたかどうかという問い合わせをたて、東洋には〈都市〉はなかつたと次のように論じているのである。すなわち、〈都市〉の概念規定に「関連することですが、東洋に現われた都市というものが都市であるかどうかということです。これらは、外形上は都市にきわめて似ているのですが、都市ではないのです。東洋の都市は都市ではない。ぼくはそれを、市民のいない都市と言います」⁽³⁸⁾と。そして、羽仁氏は、自著の『都市』の中で、東洋の都市について「都市において、最も重要な事項は、何であるか。それは、市民である」として次のような説明を与えていた。「一般に古代及び東洋の都市は、事実において、市民なき都市であった。そこには氏族または家族、貴族、官僚、奴隸、農奴等、それらはいたが、市民と見るべきものはいなかつた。だから、市民なき都市の歴史家たちは、人口集中とか、街路の区割りだとか、宮殿とか、城廊だとか、市場だとか、港湾だとか、都市の宗教的起源だとか、軍事的起源だとか、商業的起源だとか、それらの外形から、古代以来の都市を説くが、それが都市でないものと都市とを混同している証拠には、それらの歴史家は都市の発達の断続を述べ得るばかりで、都市の一貫したる発展をつかむことができない。今井登志喜教授は正直な学者であるから自らも認めている、『都市の歴史的叙述はこれを発達と呼ぶのは必ずしも当を得ない。何となれば、それは長い間にまま衰頽の時期があり、一貫して発達して居ないからである。適当にはむしろ変遷と云うべきである』（『西洋都市の発達』、岩波講座、『地理学』、第四卷）。これは、ほかでもない、都市にあらざるものと都市とを一列に見ようとするからである。都市の発達に一貫した発展がないのではない。それがないならば、都市の歴史といいうものはなくなり、都市は歴史的形成ではないということになってしまふ。そうではない、都市にあらざるものと都市とを連続して見ようとするから断続が起り、どうしてもつながらないものができるのである。都市にあらざる都市とは、すなわち、市民なき都市のことなのである。そして、古代また東洋の都市は、一言にしていえば、市民なき都市のことなのである」⁽⁴⁰⁾と。

では、羽仁氏は農村はどのようなものとして見ていたのであろうか。羽仁氏は、『都市の論理』の中で権力概念を検討し、権力一般が決して否定的なものではなくて、〈都市自治体〉にとって二つの権力概念が存在すると論じていた。その一つが、〈都市自治体〉の自由と自治を脅かす反動的で、専制的な権力であり、他の一つがそうした反動的で、専制的な権力から〈都市自治体〉の自由と自治を守るために「自由の権力」⁽⁴¹⁾である。そして、羽仁氏にとって、農村とは、家族制度、国家とならぶ反動的で、専制的な権力の温床であり、苗床であり、〈都市自治体〉の自由と自治を脅かす、〈都市〉とは決定的に対立する地域社会のことである。また、農村に暮らす人々とは、それゆえ、依存的で、保守的で、反動的ですらある人々であり、その

点で、やはり、自立と自由、そして、進歩をその性格のうちに内在させている〈市民〉とは決定的に異なる種類の性格をもつ人々なのである。そして、羽仁氏によれば、農村的か、都市的かの違いは、家族からどれほど解放されているかによって規定されるのである。さらに、ここで少しこまでの議論の文脈とは離れるが、家族や農村を〈都市自治体〉との対比で決定的に対立するものとして捉える羽仁氏は、〈都市〉論において自然的なものをかなり否定的なものとして把握しているということを指摘しておくことにしたい。というのも、家族、農村は都市的なものと比べてより自然的なものとの繋がりが強いと羽仁氏は考えるからである。そして、自然環境破壊の問題が大きな社会問題になっている現代社会に生きるわれわれにとって、地域社会研究において自然や、自然現象、そして、自然的なものをどのように位置づけるのかは、羽仁氏が都市論を論じたときと比べてもより一層、深刻で重要な課題となっていると考えられるのである。

羽仁氏いわく、〈都市自治体〉とは、人々の生活から自由を奪い、抑圧する専制的権力である「家父長権力または（農村を基盤としている）地方権力および国家権力から解放」⁽⁴²⁾〔（ ）内は引用者による〕された自由で、自治的な地域空間あり、同じくそれらの権力からの解放を勝ち取った〈市民〉が自由で、自立・自治的な生活を営む場である⁽⁴³⁾。すなわち、「最近、コンミュニティとか地域社会とかいう概念がさかんに使われていますが、このコンミュニティというような概念が目的とするところは、ひとことで言えば、われわれがたのしく生活することができる場所、われわれ人間が解放されるような場所、あるいはわれわれ人間を救うことのできるような、場所を考えようとしているのではないでしょうか。その具体的の内容はあとから厳密に規定することになるでしょうが、現在、コンミュニティというところで万事が解決されるという考えがあるのではないか。コンミュニティというものがさえあればいろいろな問題は解決されるという考え方なのでしょうが、このコンミュニティというものが現実に存在するとすれば、それは都市ではないか。これを歴史的に現実的に考えてみると、人間の解放、あるいは人間が救われるというのは、第一に、人間は家族から解放されなければ救われないのでないか。そして、それから、第二に、人間は地域から、すなわち農村から解放されなければ救われないのでないか。そういう意味で、都市がそういう解放的な社会的条件の実現の場所ではないか」⁽⁴⁴⁾。

さらに、氏は次のようにつづける。「都市問題の専門家磯村英一教授は、昨年2月1日の“時事教養”に、次のように言っています。『都市とは何か。都市社会を理解する場合に、私の見解からすると、家庭と職場とが同一のものは、たとえ都市生活の中にあっても、農村的、前近代的な生活だと考える』。これはオリジナルな見解ですね。家庭と職場とが同一のものは、たとえ都市生活のなかにあっても、農村的、前近代的な生活であり、都市の生活ではない、ということです。つぎに、都市が成立するためには、磯村君は、『第二に、やはり基礎的な集団である家庭生活のなかから、消費の場が離れていくこと』が必要だ、というのです。家庭の中に

消費生活があったのでは都会はなりたたない。家庭の中から消費生活が離れていく。こうして都会が成立する。これもなかなか重要な点です。そして、『第三は、家庭生活のなかでこれまで重要な機能を果たしてきたレクリエイションの機能も、分化していくことである』。家庭のなかでレクリエイションをやっているあいだは、都市というものは必要がないし、都市はなりたたない。『都市の生活では、レクリエイションまでが住居から分離することになる』。家庭のなかでマージャンをやったり、百人一首をやったりしているのでは、都市はなりたたない。市民の集会は成長しない。これらを結論して、磯村君は、『家庭生活のなかから以上の三つの機能、すなわち職業、消費、レクリエイション、これらが分化するためには当然そこには交通、コミュニケーションが必要となってくる。この交通が可能という条件は、都市生活の大きな目標となってくる』。こういうところに磯村君は市民あるいは市民性というものを規定しようとしているのです。この市民あるいは市民性というものを磯村君がどこまで規定することに成功しているか、われわれの見解とかならずしも一致しないのですが、しかし、磯村君のような考え方からも、『こういう結論が出て来る』⁽⁴⁵⁾のであると。このように、「家庭と職場が同一のものであり、家庭の中に消費の場があり、家庭のなかにレクリエイションがあるというのは、断じて近代の人間の市民的解放の条件ではないのです。それは人間の市民的社會的要求に対する家庭の束縛の条件です。いわゆる非行少年の場合も、家庭がないから非行少年が出るなどということがいかに理論的にナンセンスであるか。少年が市民的社會的要求をみたす場をあたえないで、かれを家庭に束縛しようとするからこそ非行少年が出るのだ。その家庭というのは、そこに職場があり、そこに消費の場があり、そこにレクリエイションまであるような家庭の生活は、前近代的な生活なのですから、そこで少年が近代的に成長することができない社会なのです。しかし、たえず少年を家庭に帰そうとする反動的な力があり、女性を家庭に帰そうとする反動的な力がある。少年たち女性たちが市民的に社會的に成長する場としての都市の成立をさまたげる力がそこにつながっている』⁽⁴⁶⁾のである。

このように、羽仁氏によれば、家族制度こそが農村の前近代的性格だけでなく、都市の〈自治体〉としての成長を妨げている元凶なのである。それは次の例にも示されている。すなわち、「本年（1967、昭和42年）3月16日の読売新聞は、『A町からの報告』として、自治体選挙が血縁関係に制約されている事情を説明して、次のように記している。『年間50億円の出荷額のA町の織物工業は、家内工業まで含めると工場数は300あまり、これが古い問屋制家内工業さながら。数百人を使う大工場の下請けに十人単位の小工場、さらにその下には、2人、3人のパートタイマア、家族だけで織機を動かす家内工業が仕事を分けてもらっている』。ここに、現在の日本において自治体の選挙の自由をさまたげ、いな、自治体の成立をさまたげている家族制度の経済的基礎があります」⁽⁴⁷⁾というのがそれである。

羽仁氏は、これまで見てきた農村と〈都市〉との対比を、自然的なものと歴史的なものとの対比になぞらえて、次のように敷衍する。すなわち、これまで見てきたように、〈都市〉が成

立するためには、「第一に、家族からの解放というのがあります。この家族というものが論理的に考えると、家族というものは半ば自然現象です。最近京都大学でずい分面白い学者の研究があって、人間を考えるのに猿をしきりと研究しているのですが・・・それは、人間の家族と猿の家族と共通するところがあります。自然現象である点ですが、それでコミュニティというものは自然現象ではないようですね。どう考えても、現に精神医療の場合に期待されているコミュニティというのは、頭の弱い人をやさしく受け入れてくれる場所などというのは自然現象ではないわけですね。それから、地方権力というのも存外半ば自然現象です。それは地域に結びつけられているという点から、これは農業が半ば自然現象であるという意味と共通」⁽⁴⁸⁾するのではないかと。羽仁氏は、さらに、その議論を奴隸制度に関する議論とつなげて次のように主張する。すなわち、「それから、奴隸制度というようなものも、ある意味において半ば自然現象であり、半ば歴史的現象であると理論的には言えるのではないかと思うのです。これは、奴隸のようなものは、最近の京都大学の人たちが猿を研究した結果、いろいろな発見があるようですが、猿の中にも奴隸がいるようです。これは奴隸というように言えるかどうかわからないと思うのですが、むしろ奴隸的な人間現象の中に半ば自然がいるという逆の現象を逆に捉えているのだと思うのです。猿の中に奴隸がいるのではなくて、人間の奴隸の中に自然現象があるということなのです」⁽⁴⁹⁾と。

そして、羽仁氏は、これらの議論を次のように締め括る。「この自然現象というのは一種の自己満足的と言いますか、自然現象というのは自律現象なのです。これが社会的な自律と混同される場合があります。たとえば、家族というのは一種の自給社会です。ところが家族が自給社会として持っているその性質の多くの場合のそれは自然的な現象である。これはいわゆる独立というような、開放的な意味で自分で立つというインデペンデントであるというものではないと思う」⁽⁵⁰⁾。「それで、完全に社会的には歴史的な意味での独立している現象というのは、発展がなければならないと思うのです。もちろん、いまの家族とかあるいは権力を伴う地方団体、あるいは奴隸経済というものが簡単に言えば半ば自然的なものであり、したがって、これらは自然的な意味で自立しているもので発展がない。というのは、単純な形でそう言えると思います。しかし、それらは、いろいろな場合に相互作用を、たとえば一つの家族というものが一つでは自己満足的なものであって、発展しないのですが、いくつかの家族が並んで存在することによって、相互の関連から発展が生じてくる場合がありますね。これは地方権力の場合も同様であると思うのです。地方権力そのものは発展していくものではありませんが、いくつか地方権力が並んで存在していくと、それが相互に関係し、相互に作用して発展の現象が現われてくる」⁽⁵¹⁾のであると。

以上検討してきたように、羽仁氏にとって農村とは、反動的で、専制的な権力の温床であり、そうした農村と〈都市〉との関係についていえば、〈都市自治体〉はそうした農村から解放され、そうした農村からしかけられる権力的支配の動きに対抗し、自由と自治を守っている限り

で存立するものとして把握されていた。しかし、羽仁氏によれば、農村と〈都市〉との関係は、とくに〈都市〉の農村にたいする関係においては、歴史的にも、現代社会の課題としても、そうした消極的なもの、防衛的なものに終始していたわけではないし、しているべきでもないというのである。羽仁氏によれば、〈都市〉は、自己の自由と自治の本性を全うし、より一層の発展をとげていくことを使命としているのであり、その時には、〈都市〉は、自由と自治の砦という意味だけではなくて、農村をも含む全社会を専制的な権力支配から解放し、それらの地域社会に住んでいる人々の人間解放を押し進めるための出撃基地となってきたし、ならなければならない。氏によれば、1789年のフランス革命とはそうした性格、すなわち、〈都市〉における人間解放の全社会化という意義をもっていたのである。

羽仁氏いわく、「フランス革命は、ルネサンスにおいてそれぞれの都市が実現した共和制を、いまや全国的に国民的規模において実現したものであるといつてもさしつかえない。フランス革命について、マウレルがかれの大著『ドイツ都市法制史』のなかに記している。『いまは、さきに都市が自立したときのような状態が、そのときのように個々の都市においてだけでなく、実に全国にわたって現われてきたのである。1789年以降、このいまや全国にひろがった市民階級いわゆる第三身分が、さきの市民組合が都市においてたたかった勝利を、今度は全国にわたって実現しようと、急いだのであった』。その革命のスローガンも、封建的支配の廃止、土地の解放、人間の自由平等な愛、そのほか、だいたいにおいて、ルネサンスの自由都市共和制の実現しようとしたところと、フランス革命の実現しようとしたところと、一致していたので、フランス革命はルネサンスの都市市民自治体に始まった社会進歩を、今度は全国に国民的に実現しようとしたということが」⁽⁵²⁾できるのである。

こうした歴史的教訓からまなべば、「コンミュニティの問題あるいは都市の問題というが、農村の問題との関係でここで解決できると思うのですが、都市は発展するけれども農村は発展しない。それで農村を解放するものは都市であるということです。これは類推した判断としては、たとえば農民を解放するものはプロレタリアートである。あるいはそれが労農同盟というような形で捉えられておりますけれども、しかし、いずれにしても同じ関係がそこに出ていると思うのです。ただし、これは中国のようにいわゆる農民革命の場合、というのは、さきほど第二の問題で取り扱った民族独立の場合ですが、都市と革命とのほかに、もうひとつ、植民地が独立するという関係、そういう関係の場合には、都市よりも農村が中心になり、農民革命という形をとることでいくと思うのですが、しかし、それはそういう独立の問題が解決すると同時に、やはり都市の問題になってくる」⁽⁵³⁾と思うと羽仁氏はいうのである。

そして、コミュニティ・自治体・都市の概念に関するこれらすべての議論を、羽仁氏は、次のように総括する。「以上が大体コンミュニティというものの概念をめぐって論理的にどんな問題があるだろうかということです。いずれにしても結論は、コンミュニティというのは、理論的な概念ではない。都市という概念で置き換えることは正しい。ただし、都市という概念

で置き換えるも残るものがあります。それはさっきも指摘したように、コンミュニティという概念の中には都市以外の農村が含まれておりますから、しかし、その農村を含ませることは、理論的には混乱を招くだけである。しかし、ぼくはそのために農村の問題を無視するというのではないのですが、その農村の問題は都市の問題を解決することによってでしか解決が出来ない。しかし、その場合にもちろん植民地的な関係、あるいは民族的な独立の問題というようなそういう面で農村の問題が、早く言えば技術的に、あるいは一時的に、あるいは戦略的に正面に取り上げられるということはあるけれども、理論的にはやはり都市の問題の解決が農村の問題の解決の条件になっているよう言つていいのではないか」⁽⁵⁴⁾と。

以上のように、羽仁氏にとって、自由・平等・博愛の行き渡った社会とは、〈都市〉の歴史的発展のなかで追求され、近代社会にはいって明示的に自覚化され、そして、現代社会に生きるわれわれにその実現が課題として託されている社会であった。そこで、次に、羽仁氏が、〈都市〉の歴史的発展をどのようにとらえ、そして、現代的課題をどのように把握しているかということの検討に移ることにしたい。

注

- (1) 羽仁五郎『都市の論理——第一部 歴史的条件』講談社文庫、1982年、3頁。
- (2) 同上、17頁。
- (3) 同上、17—18頁。
- (4) 同上、5—6頁。
- (5) 同上、64頁。
- (6) 同上、65—66頁。
- (7) 同上。66頁。
- (8) 同上。
- (9) 同上、66—67頁。
- (10) 同上、67頁。
- (11) 同上。
- (12) 同上。
- (13) 同上、69—70頁。
- (14) 同上、339頁。
- (15) 同上、23頁
- (16) 同上、352頁。
- (17) 同上。
- (18) 同上、352—353頁。
- (19) 同上、362頁。
- (20) 同上、363頁。
- (21) 同上。
- (22) 同上、22頁。
- (23) 同上、45頁。
- (24) 同上。
- (25) 同上、19頁。
- (26) 同上。
- (27) 同上、19—20頁。
- (28) 同上、20頁。

- (29) 同上。
- (30) 同上, 20—21頁。
- (31) 同上, 21頁。
- (32) 同上。
- (33) 同上。
- (34) 同上, 44頁。
- (35) 同上。
- (36) 『現代社会学辞典』有信堂高文社, 1987年, 424頁。
- (37) 同上, 424—425頁。
- (38) 羽仁五郎, 前掲書, 113頁。
- (39) 羽仁五郎『都市』, 岩波新書, 1969年, 17頁。
- (40) 同上, 17—18頁(但し, 引用にあたって旧漢字を新漢字にあらためている)。
- (41) 羽仁五郎, 前掲書(『都市の論理——第一部 歴史的条件』), 108頁。
- (42) 同上, 42頁。
- (43) 権力支配から解放された空間を〈都市〉と見る羽仁五郎氏のこうした都市観とは全く反対の見地から, すなわち, 権力との関係を重視して都市を論じているのが藤田弘夫氏である。藤田氏は, 自著『都市の論理』(中央新書, 1993年)の199頁でそれを次のように主張していた。すなわち, 「都市は, 巨大な権力がその目的を達成する拠点として, そこに多種多様な権力が集積することによって, さまざまな施設をもつ場所として建設された。したがって, 都市はそうした施設を創り出すだけの能力をもつ権力の担い手が必要と判断すれば, どこにでも建設された」と。
- (44) 羽仁五郎『都市の論理——第二部 現代の闘争』講談社文庫, 1982年, 11頁。
- (45) 同上, 18—19頁。
- (46) 同上, 19頁。
- (47) 同上, 17頁。
- (48) 同上(第一部), 73頁。
- (49) 同上, 74頁。
- (50) 同上, 74—75頁。
- (51) 同上, 75頁。
- (52) 同上, 32—33頁。
- (53) 同上, 76頁。
- (54) 同上, 77頁。

(うちだ つかさ 本学人文学部助教授 生活構造論専攻)